

那覇国際高等学校

令和7年度特色選抜合否判定手順 公開資料

1 募集人員

- (1) 普通科：募集定員（320名）の20%以内プラス特別枠5%以内とする。
- (2) 国際科：募集定員（40名）の40%以内プラス特別枠5%以内とする。

※特別枠とは沖縄県立高等学校入学者選抜実施要項2(4)但し書きに基づくものである。本校では「勤怠・成績が特に優秀であり、上級学校進学への目的意識が明確かつ高く、特別活動において実績のある生徒」を求める。

2 出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者のうち、次のア及びイに該当するもの

ア 沖縄県内の中学校等に籍をおく者

イ 本校の「求める生徒像（アドミッションポリシー）」を理解し、本校の特色選抜出願要件を満たす者

3 出願要件

中学校3年間の全教科の評定平均値が4.0以上であること（帰国子女等についてはその限りではない）。

4 特記事項について

(1) 特記事項Ⅰ

- ① 特別活動の記録で特に顕著な実績があると認められる者。（生徒会正副会長等）
- ② 諸活動の記録で特に顕著な実績があると認められる者。（県代表（全国大会・九州大会出場レベル等）の表彰以上等）
- ③ 資格保持者。（英語検定2級以上、漢字検定2級以上、数学検定2級以上）等
- ④ 学力検査点が著しく高い者
- ⑤ 面接点が著しく高い者

(2) 特記事項Ⅱ

- ① 行動等の記録に好ましくない記載がある者。
- ② いずれかの学年において、正当な理由のない欠席が5日以上のある者。
- ③ 教科の評定に1がある者。
- ④ 学力検査において、いずれかの教科の得点が17点以下の者。（50点満点×0.35＝17.5点）
- ⑤ 面接点が著しく低い者

(3) 特記事項Ⅲ

- i いずれかの学年において欠席（病欠・届出欠席を含む）が30日以上のある者。
- j 学校医所見欄等で特記事項のある者。
- k 帰国子女である者。

5 判定方法

(1) 各圏の設定

内申合計点（調査書内の 1～3 年までの各教科の評定を合計した点数）、活動実績等申請書に基づく実績点、学力検査（思考力等を問う記述式問題を除く）の補正合計点（各教科の得点に補正係数 1.5 を乗じて合計した点数。ただし、国際科においては英語 2.0、他教科 1.5 を乗じる）、面接に基づく面接点を合計して合計点を算出し、合計点の大きい順に並べて各圏の設定を行う。

① A 圏

成績上位順に募集人員の 80%～85% 程度を A 圏とする。ただし、A 圏のうち特記事項Ⅱの該当者は B 圏とする。

② B 圏

A 圏の次点から成績上位順に、募集人員から A 圏の人数を減じた数の 2 倍の人数を B 圏とする。

③ C 圏

B 圏より成績が下位の者

(2) 帰国子女等

帰国子女等については可能な限り配慮するが特別に帰国子女枠を設定しているものではない。

(3) 普通科判定手順

ア 要件確認：出願要件の確認

イ 第 1 審議：特別枠合格者の審議

ウ 第 2 審議：A 圏の審議

エ 第 3 審議：C 圏の審議

オ 第 4 審議：B 圏の審議

※通学区外合格者の総数は、募集人員の 10% 以内とする。

(4) 国際科判定手順

ア 要件確認：出願要件の確認

イ 第 1 審議：特別枠合格者の審議

ウ 第 2 審議：A 圏の審議

エ 第 3 審議：語学（英語）に関して特に顕著な実績をもつ者の審議

オ 第 4 審議：C 圏の審議

カ 第 5 審議：B 圏の審議

6 活動実績等申請書の段階的評価

活動実績等申請書より抜き出した最上位の実績の一項目について 4 ランクに分けて評価する。

ただし、実績を証明する資料が Web 出願システムに登録されていない場合には、評価しない場合がある。

活動	ランク A	ランク B	ランク C	ランク D
文化 スポーツ	県代表 全国・九州大会出場	県大会出場 地区代表相当	学校代表相当	・ランク A～ C のいずれ にも該当し ない
社会 ボランティア	表彰の規模が全国レ ベル	表彰の規模が県レ ベル	表彰の規模が学校レ ベル	
資格取得 ＊主な資格・ 検定	英検 2 級以上 漢検 2 級以上 数検 2 級以上	英検準 2 級 漢検準 2 級 数検準 2 級	英検 3 級 漢検 3 級 数検 3 級	

※ 団体競技においては登録メンバーであること

※ 文化活動の大会、コンテスト等は全県的に組織された団体の主催するものとする。

※ スポーツ活動の大会、コンテスト等は全県的に組織された団体の主催するものとする。

※ その他の活動及び資格については判定会議で審議する。